

越谷市児童発達支援センター設置及び管理条例の一部改正(案)について

1. 改正の目的

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年6月12日公布)」により、生後0歳6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度(子ども誰でも通園制度:児童福祉法では「乳児等通園支援事業」)が創設されました。

本市では、令和8年度から始まる全国一律の本格実施に先駆けて、令和7年度から民間事業所4か所にて事業を実施しております。

全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援するため、障がいの有無に関わらず本制度を利用できる体制を整備していく必要があることから、専門職の配置により多岐にわたる支援を提供し、地域における支援の中核的役割を担う越谷市児童発達支援センターにおいても本事業を実施することを目的に「越谷市児童発達支援センター設置及び管理条例」を改正するものです。

2. 改正の内容

越谷市児童発達支援センターにおいて、令和8年度より新たに乳児等通園支援事業(通称:子ども誰でも通園制度)を実施するため、条例に定める業務内容に乳児等通園支援事業を明記するものです。

3. 条例改正案抜粋（新旧対照表）

越谷市児童発達支援センター設置及び管理条例新旧対照表

新	旧
(業務) 第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。 (1)法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援に関する業務で定めるもの <u>(2)法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業</u> (3)児童の発達相談に関すること (4)日常生活動作の指導、集団生活への適応訓練等を実施する早期療育教室に関すること (5)その他センターの設置目的を達成するために必要な業務で規則で定めるもの	(業務) 第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。 (1)法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援に関する業務で定めるもの <u>新規</u> (2)児童の発達相談に関すること (3)日常生活動作の指導、集団生活への適応訓練等を実施する早期療育教室に関すること (4)その他センターの設置目的を達成するために必要な業務で規則で定めるもの

【参考】児童福祉法(第六条の三)

((23)) この法律で、乳児等通園支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満三歳未満のもの(保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。)に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者的心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

4. 越谷市児童発達支援センターでの実施について（案）

【対象者】 0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないお子さん

【実施日】 毎週金曜日(*休所日を除く)

【実施時間】 14時00分から16時00分まで

【利用時間】 1人当たり月10時間

5. 施行日

令和8年4月1日

6. 問い合わせ先

〒 343-0011 越谷市増林 5827-1

越谷市児童発達支援センター

電話:048-940-5951 FAX:048-964-3711

メール:jidohattatsu@city.koshigaya.lg.jp